

日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院・地域歯科医師会 病診連携システム実施要綱

【目的および名称】

第1条 愛知県地域保険医療計画における病診連携の施策の基本方針・理念に基づき、地域歯科医師会会員の開設するまたは管理する医療施設と日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院が、それぞれの機能の向上を図るために連携を緊密にし、地域医療の充実、発展に資することを目的とする。

本システムを、「日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院・地域歯科医師会病診連携システム」と呼称する。

【連携病院の役割】

第2条 連携病院は、登録歯科医（後述）からの紹介患者の受け入れに同意および協力し主治医による患者への病状説明の便宜、及び生涯研修の場を提供する。

【歯科病診連携システム運営協議会】

第3条 前記事項を円滑に遂行するため、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院、地域歯科医師会より委員を選出し歯科病診連携システム運営協議会（以下運営協議会）を設ける。

【歯科病診連携システム運営協議会の役割】

第4条 運営協議会は、関係者相互の理解と信頼を深め、協力関係を築き上げるため、関係者が緊密に連絡し協議する。

- 2 連携に際しての病院、連携医療施設双方の運営上の問題点について検討する。
- 3 本システム上でおきた治療上の問題点について協議解決する。

【登録医の申請、登録、抹消】

第5条 本システムに賛同する地域歯科医師会会員は、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院の定める様式（1）により登録する。

- 2 登録歯科医の日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院内における診療行為に対する報酬は、無償とする。
- 3 登録歯科医が第1条の目的にそぐわない場合、運営協議会または日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院歯科、もしくは歯科口腔外科部長が当該地域歯科医師会会長に連絡し、適切な助言（指導）を与えることができる。
- 4 登録期間は、年度毎（4月～翌年3月）とする。ただし、抹消の申し出のない場合は、引き続き期間を延長する。
- 5 登録歯科医が閉院等の事由により登録を抹消したい場合は、所属歯科医師会会長へその旨を伝えることとする。併せて日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院地域医療連携室にもそ

の旨を伝えることとする。

- 6 本システムに登録した地域歯科医師会会員が所属歯科医師会会員に相違ないかの確証を得るために、年度毎に、この運営協議会で検証することとする。

【登録歯科医の役割】

第 6 条 登録歯科医は本実施要綱、細則及び日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院の院内規則に従うものとする。

- 2 登録歯科医は名古屋第一赤十字病に来院し、紹介入院患者の訪問、診察および手術見学をすることができる。病院職員に対して指示などの権限をもたないものとするが、名古屋第一赤十字病の主治医、担当医及び病棟師長は患者の診察、看護について登録歯科医と積極的に意見交換し、患者に適切な医療が提供されるよう努めるものとする。

【その他】

第 7 条 本要綱に定めない事項及び運営上の疑義問題については、運営協議会に諮り、速やかに解決するものとする。

【付 則】

本要綱は、平成 10 年 1 月 1 日から実施する。

改定 平成 18 年 4 月 13 日

改定 令和 3 年 7 月 1 日